

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

第29号

ひょうごかぞくねっと

【事務局】〒650-0016 神戸市中央区橋通3丁目4-1 総合福祉センター 2F Tel (078)371-3930/Fax (078)371-3931(10:00~16:00 月・水・金)
平成24年4月13日発行 第29号 編集人/広報委員会 発行人/兵庫県知的障害者施設家族会連合会 印刷/デジタルグラフィック(株)

障害福祉の現状に思うこと

全国知的障害者施設家族会連合会副理事長
神奈川県知的障害者施設保護者会連合会会長

岩本 邦雄 氏

民主党は3月8日に障がい者改革推進会議・同総合福祉部会メンバーほかの多くの関係者に対して「障害者総合福祉法」の概要説明を行いました。席上多くの障害団体から抗議声明が続々と出されましたが、その後、同法案は閣議決定、国会上程され、今国会で審議が始まることになりました。

民主党への政権交代後内閣府に設けた、障がい者制度改革推進本部・障がい者制度改革推進会議と同総合福祉部会が取りまとめた「骨格提言」は、ほとんど「障害者総合支援法」に採り入れられることなく、ただ単に法律の名称を変えただけの法案が発表されたことに、驚きと怒りを感じたご家族の方も多かったと思います。

新しい法律が、障害者が安心して暮らせる社会への大きな一歩になると期待していた、多くの障害関係者が失望し、民主党に対し強い非難・抗議が行われています。全施連もまた民主党に対して抗議したことはご承知のとおりです。

今回、我々が強く要望してきた障害程度区分の廃止は実現せず、3年後に「障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方」について見直すということになりましたが、文章解釈上、その見直しが障害程度区分の廃止を前提としているとは考えられませんが、

また、知的障害者の入所施設は、平成24年3月末までに障害者自立支援法の事業体系に移行しない限り、社会福祉法人としての事業を継続できなくなるため、好むと好まざるとにかかわらず、移行を余儀なくされています。ということは、24時間切れ目のない支援を行うことができる入所施設は、4月以降一切なくなってしまうということです。

これらの問題への対応として、全施連は各県ごとに県・市議会に対する請願活動を行い、政党（議員）・行政のなお一層の理解を得るよう努めるとともに、国への意見書提出を求める活動を進めてきました。

しかしながら、地域ごとに障害福祉に関する取り組みや支援内容が異なることに加えて、大きな変化

は望まない地方議員や、財政負担を嫌う行政の理解を直ちに得ることは非常に難しく、相当な努力が必要です。

また、大きな目標を共有しているはずの知的障害関係団体間でも、この危機的状況の中でのべき対応にさまざまな違いがあります。しかし、「知的障害者の安心・安全な生活の確保・向上」という目的は共有できるはずですので、諸団体が緊密な連携を取れるようにしなければならぬと考えています。

全施連にはこれらの困難を乗り越える力が必要です。

昨年10月全施連は一般社団法人になりました。その際、引き続き積極的に社会・行政・政治・他の障害関係団体に、全施連の理念・活動方針を発信するために、一層の努力をすることを誓いましたが、今後私達が取るべき対応は、主として次のようなことではないかと考えます。

1) 幅広く社会に理解を求める行動を、具体的な事実（数値等）をもとに展開する。

私達の要望（入所施設の必要性）を理解してもらうためには、入所施設及び利用者の実態をできるだけ数値化するなどして具体的に示し、課題を明らかにしてアピールする。

2) 知的障害者団体・関係者との連携を強めること。

相互交流などによって、お互いの理解や目的・情報の共有化等を図り、関係団体・関係者との連携を強化する。

私達は、例え障害者制度がどのように変わっても、また、障害者がどこに住んでいても、提供される支援は常に同じレベルであるべきだと考えます。

神奈川施保連は、由岐理事長の元、今後とも同じ仲間である兵庫県の皆様と共に、手を携えて行動していきたいと考えています。



平成23年度 中央研修会

平成23年11月11日

「あらゆる生活の場に豊かさを ～多様な生活支援の選択肢を求めて～」

講師 北九州市立大学 小賀 久氏

はじめに小賀教授はご自身のことにふれられ、福岡県田川郡で生活していた当時、父親は炭鉱労働者で、高度成長期に石炭から石油にエネルギーが政策的に転換されていく中で、炭鉱労働は完全に切り捨てられ、隆盛期に4万人いた町民が、昭和40年代半ばくらいから2万人の仕事がなくなり、他所へ流出していきましました。

他所へ移り住んだものの、やはり炭鉱しか知らなくて、貧しい暮らしをずっと強いられてきた人たちがいます。バブルの時もそうでしたが、国全体の景気が良くても常に切り捨てられてきたという人は、この日本の中にどの時代にも存在し続けてきたということをお子孫の頃に植えつけられていました。

大学で社会福祉を学んで、子供の頃にこういう世の中っておかしいなと思っていたことが理論的に整理されました。実感として思ってきたことは正しいことであつたのです。特に大学の時にそういう実感をもつたものですから、例えば障がいのある人たちが切り捨てられる世の中はやはりおかしいのだということがあり、以来ずっと障がい者問題を中心に学び続けています。



◎北欧特にデンマークに調査に行く

今日お話しする内容は、いろんな研究者がどういう情報を得たのかかわからないのですが、ノーマライゼーション発祥の国であるデンマーク



は1999年をもって施設がなくなつたと、デンマークもスウェーデンもノルウェーも、完全に施設が解体されたと書いている本を見て、本当かな？と私は疑っていました。そういう主張が実は今の日本の国の障がい者政策に上手に利用されて施設解体論が出ています。

◎施設解体・ノーマライゼーション

施設が解体されるということはどういうことか？ノーマライゼーションの考え方はどんなに障がいの重い人でも、つまり医療的な取り組みも福祉的な取り組みも双方を必要としていて、ほっておけば寝たきりの状態であるというような人たちを寝たきりの状態にさせておかない、地域の中でちゃんと保障するということなのです。その考え方のもとで施設解体というのであれば、私もそういう方向性があるのもしかるべきだと思っているのですが、現実はどうかということ、地域に出たら障がいの軽度、中度の人だって困るようなことが今の日本にはいっぱいあるのに、重度、最重度の人たちがこのままの状態でも地域の暮らしをするということなどはとてもあり得ません。だから、それくらい本気で国は取り組もうとしているのかということをお考えたときに、その事実はどこを見てもありません。これは皆さんが日々の生活で実感されているとおりであります。

いろんな研究者が北欧に行くともう施設はないと

言っています。これはきちっと調べて、日本の国の政策のあり方にきちんと吟味ができるような本当のことを調べあげた上で、明らかにしなければいけないということを思って、この10年ほど特にデンマークを中心に調査を行っています。

◎デンマークの施設・パーソナルアシスタント

はっきりと2001年ぐらいだったかに、デンマークに施設はなくなりましたと言いきっている本がありますが、施設は残っています。2001年に初めてデンマークを訪れた時は5つほど大規模な施設が残っていました。これが順次地域生活へと移行していくという形でなくなってって、今現在は2つだけです。

日本の現実に照らして何が必要かと考えた時、今日のテーマですが、私自身は【あらゆる生活の場が必要】とっていて、施設も必要です、GHもそうです。そして家庭で親と一緒に暮らしたいという場合も、介護を親に頼らなくてもいい形で、例えばホームヘルパーとかあるいは北欧では【パーソナルアシスタント】と言ってるのですが、いわゆるヘルパーさんの拡大版です。

障がいのある当事者、特に重度の当事者が、身体でも知的でも精神でもその障がいに関わりなく重度であれば、自分専用のヘルパーさんを雇いあげることができます。これは24時間、1年間の生活を支えてもらうので、7～8人を雇って自分の日々の生活に合わせてシフトを組み、自由に使いまわしていくということが出来る制度があります。その制度ができたことによって北欧の重度の人たちの地域生活が具体的に進んでいきました。

これが具体化されたのは1994年ぐらいのこと、そしてこれが知的障がいであれ、精神障がいであれ、障がいの種別を問わず利用できるようになったのがデンマークでは2010年1月1日以降のことです。でもまだまだ知的障がいの人たちで、様子を見ながら具体的に使いまわしている人たちは、非常に少数に限られている状況であります。デンマークで施設がなくなっただけと言われているが、法律の中から施設という言葉がなくしたにすぎなくて、実態としては厳然と残されています。

日本の場合、ノーマライゼーションだから障がいのある人が地域に住むのが当たり前と言われても、住めるための条件があるのかどうか、本人や親が納得できる形でそこまで言い切っているのかということ、それはなかなか感じられません。どこまで本気なのか、わからない状態で、ノーマライゼーションだから施設を解体しましょうと言われても「ハイ、そうですか」と言えないのは当然のことだと思います。しかも、これまでの日本の政策は施設をつくれということでした。時代は変わったのだからそこを解体しろと言われても「ハイ、そうですか」とはなかなかありません。そういう所をどう考えていくかということなのです。

◎“ノーマライゼーション”ということばの意味

- ①政府は1995年12月「ノーマライゼーション－障害者プラン7カ年戦略」を公表
- ②ノーマライゼーションとは、社会全体が障がいのある人を人間として尊重し、権利の平等性を確認し、障がいのある人の社会参加を積極的に保障すること
- ③障がいのある人が、地域の中で人として当たり前の生活を送ることが、家族の手に頼らずに可能となっているのか、人生の岐路にたった時、目の前に豊かな選択肢が整っているのかが問われている
- ④ノーマライゼーションの原理は、ただ単にいろいろな人々が地域で場を共有しさえすればよいという単純なことをいっているのではない
- ⑤障がいのある人たちが、施設や病院から出て地域で生活する時の困難を解決・緩和する国・自治体、そして地域社会の取り組みを確認する思想
- ⑥あわせて、意見表明や自己決定の機会をひとりひとりにフィットする様に提供することがノーマライゼーションの実現につながる

人生の分かれ目に立ったときに、この障がいのある人が自分の目の前に豊かな選択肢があって、その選択に思い悩めることも含めて、豊かな選択肢を整えていくことが非常に重要だと思います。そこで選んだ道が合わなければもう一度他を選びなおせるような選択肢の多様さが非常に重要であります。

◎ノーマライゼーションの実現は民主主義の具体化

北欧・デンマークの高い社会保障水準を形成した要因は、民主主義の力量の高さにあります。だが、民主主義の力量を、国民の意識の高さの問題に帰結させてはいけません。つまり、民主主義を具体化するための社会システムを構築してきた国が北欧であり、ノーマライゼーションの実現はその結果であります。

◎障がいのある人の暮らし

障がいのあるひとの暮らしは、日本の障がいのある子供や大人の場合、自宅から昼間は学校、学校を卒業すると作業所、デイサービス、企業に行く。そこが終わるとアフター5の場所を持っていません。障がいのある人たちの自宅はほとんどが親の所。ところが北欧の障がいのある人たちの場合は18才以上になると95.6%の割合で自宅を持っています。この自宅というのは身体障がいの人たちはアパートを借ります。企業などで働いて収入があればマンションを買ったり、一戸建てを買ったりしていますが、知的障がいのある人たちの場合はグループホームです。このGHは日本のGHとまったく違うものです。北欧では昼間を過ごすアフター5の場所があります。そこから社会的活動や社交の場、アクティビティセンター、国民学校の夜間コース、当事者同士が集まって楽しい時間を過ごすことがあります。夜になって自宅であるGHに帰っていく生活です。非常に豊かな生活を送っています。ただデンマークでも課題になっているのが重度、最重度の人たちのことがなかなか保障されていないことです。

◎何が重要なのか

－ 公共へとつながる個人の生活 －

幸福を感じる国民が世界一多いデンマーク。その理由は社会保障の水準が高いから、という単純な理由ではなく、当事者にとっての意味のある他者（親・子、友人、恋人など）との親密な関係〈親密圏〉が社会保障を含む公的な支えによって、良好に紡がれる様に機能しているからです。

そういう関係が紡がれるような社会保障が充実していることが大事なことです。

（以下、宗澤氏・埼玉大学の指摘）

この親密な関係〈親密圏〉は、〈相対的な安全性〉と〈相対的な危険性〉の表裏一体性をもつので、日本ではこの親密な関係が密閉性を帯びるような社会構造になっており、

支えることが ⇔ つなぎとめること・拘束すること

配慮すること ⇔ 包みこむこと・抱え込むこと

可愛がること ⇔ 支配すること

目配りすること ⇔ 監視すること

皆さん方がどこか施設に預けて生活させる時に、うしろめたさを感じる、職員に強いことが言えないというのは、日本に劣等処遇が貫かれているからです。皆さん方が悪いわけではないのに、いつの間にかうしろめたさを感じざるを得ないような場に子供を預けなければいけない現実がそうさせています。

その現実が変えられるような施設を、やはりこれから新しい形態の中につくっていくことが求められています。支えようとしていることが日本はつなぎとめてわが子を拘束してしまい、職員が当事者を拘束します。配慮することが抱え込むことになっています。可愛がるのがいつの間にか、あれをしてはダメ、これをしてはダメと支配することになっています。目配りすることが悪いことをしないか、自分を傷つけないか、人を傷つけないか、これを監視させざるを得ないような割り算の施設です。

だから、これを少しでも掛け算の施設に近づけていけるような施設体系を考えていくことだと思います。



（文責 広報委員会）

中央研修会ディスカッション

司会 午前中の講演会を聞いてデンマークの話だから、日本では無理だと思われたと思います。由岐会長から「100年たっても無理や」と言われました。しかし、今やらなかったら100年後もなにも変わらない。今、何か動くことでこれから生まれてくる後輩のために繋がると思います。今日の1歩が大切だと思います。今回の目的は何かをここで決めるのではなく、想いを共有し、何か力になってご自分の役割を感じていただきたいと思います。

《幼児関係》

道岡氏：通園バスの乗車時間が長い子どもだと2時間近くかかります。しかも、1シートに3人がけしなければなりません。そこで神戸市に通園バスの増車願いの署名活動をするので協力してください。

阿部氏：子どもの将来の姿が見えず不安がつのります。訓練に通っていますが、順番待ちがあったり、就学すると訓練にいけなくなったりします。必要な訓練を必要とときに受けられるようにしてほしいと思います。

蒲谷氏：地域とのかかわり方が分かりません。例えばいつどの様にわが子の障害のことを話せばいいのか、悩んでしまいます。支援学校か校区の学校か選択にも迷います。経験は大切だと言われますが、悪い経験をしてしまうとトラウマになって長く続いてしまうので、新しい経験をさせるのに躊躇してしまいます。

●フロアーから



A氏：息子の障害が気になり、息子の手を握り、人気のないところを散歩しました。今は息子のいいところを認めて生活しています。我が子の理解や地域とのかかわりや様々な悩みがありますが、分ったことから、納得したときからで

遅くないと思います。

B氏：愛知から来ました。支援学校の先生にもいろい

ろな人がいます。学校よりもどんな先生に出会えるか、でしょう。それよりも学校教育そのものに問題があると思います。

C氏：23歳のダウン症の親です。就学を前に養護学校（今は支援学校）を見学に行き、好感を得て入学しました。早速おしめからパンツトレーニングができ習得できました。親の気持ちの持ち方が大切だと思います。

由岐会長：自分の若かりし日が思い出され、涙が出そうです。制度の問題もありますが、やっぱり障害児にかかわる人、支援してくれる人、『人』が一番大切でしょう。人との出会いを大切にしたいです

小賀氏：障害者理解を進めるのは国や政府、こういう団体の仕事です。子どもさん・お父さん・お母さんが大切に思っている人に具体的に知ってもらうことからはじめればいいでしょう。周りにいるから知ってほしいというより、この人には是非わかってほしいと思う人に伝えればいいと思います。

また、経験は多いほうがいいですが、しなくてもいい経験もあると思います。要は子どもに『わたしはあなたのことが大事だよ』という基本さえ持っていれば障害があるとかないとかでなく、子どもは分ってくれます。

いい先生との出会いは大切で、ある程度調べたりしていい先生に出会える機会を増やしていくことです。大丈夫です。大変だと思われた子どもさんも立派に育っています。

《通所関係》

岩谷氏：43歳のダウン症の母です。昨年突然脳内出血で倒れました。幸い快癒しましたが、子どもの将来について不安です。親亡き後、または親が病気になった時、誰が責任を持ってみてくれるのでしょうか。施設入所したくても満床で利用できません。ケアホームは月10万円ぐらいかかり障害基礎年金内では利用できません。

藤本氏：受けたい支援が制限なしに利用できる仕組み

を作ってほしいです。移動支援は市町村格差があり、近くの事業所が行動支援事業を選択しなければ利用できません。必要なときにはどうすればいいのでしょうか。

ディーサービス、ショートスティがいつも一杯で予約も困難な状況で、肝心必要なときには使えないのが現状です。また日中活動が生活介護や就労と事業が区別されるが、生活訓練や仕事などいろいろあるのが生活なので程度区分で区分されたくないです。

●フロアーから



D氏：親が病気になると送迎ができず、施設に通えない。高齢の親御さんを見ていると自分の将来も不安になります。親亡き後はもっと心配です。

司会：親がどこまで世話をするのか、民法の扶養義務につ

いて助言をお願いします。

由岐会長：民法877条には扶養義務について規定されています。子や孫、いとこ、はとこまで親族が扶養する義務があります。民主主義が定着していません。儒教の思想で、いまだに親や子を施設に入れることには抵抗があります。人間18歳になったら親と子お互いに人格を認める思想が定着していないのが問題です。

小賀氏：入所施設利用は一定期間待っていれば見つかる現状と思います。その中で少しでもいい実践、考え方がきちんとした経営者がいるところを探すことが大切です。

《入所施設・グループホーム・ケアホーム》

木村氏：障害者総合福祉法（仮称）に期待するもの。自己主張できない知的障害者の代弁者として親が意識を高く持ち、あきらめず発言していく必要があります。

三浦氏：地域移行といわれるが、社会資源の少ない中、安心安全の確保は困難です。また障害者基礎年金だけでは生活が維持できません。特に2級年金の人は親の負担なしでは暮らせません。その親が高齢化し年金生活になり、不安は増すばかりです。また、就労といい

ながら1ヶ月の賃金が3000円です。就労と銘打つなら、最低賃金は支払える仕組みにすべきです。

●フロアーから

今岡氏：親で、親の思いと重なる施設がなくて自ら施設を立ち上げました。生活介護ですが、どんなに重度でも人として働くことは必要で、得たお金で楽しみを持つことが大切です。旅行や社会参加、日々の施設の生活で経験したことが活かされているか確認が必要だと思います。また、親は様々な思いを書き残すことです。書くことで後に残る人に思いを託し、少しでも安心して死んでいけると思い「絆ノート」（あゆみの里発行）を作りました。

福田氏：愛心園を作った目的は3つあります。ひとつはターミナルケアに視点を置いたこと。敷地内にお墓をつくり、7人の方が眠っています。次に上郡の地域を変えること。時代を少し先取りすること。どれもよかったです。大切なことは法律が変わろうと変わろうと初心を忘れないことです。

近所の人には知らないふりをしてよく知っています。知っている以上地域で活動して自分たちの生活が障害の子ども中心にすすんでいることを伝えていく。子どもが幸せにならないとわたし達は幸せになれないという視点を忘れないことです。

《まとめ》

木村氏：通所施設は入所施設の予備軍だと思っています。人の命を丸ごと預かってくれるところがあれば親は安心して死ねます。その人のライフステージにあわせそれぞれの施設が自由に使える仕組みがいります。子どものしあわせのために特性を知り知識を身につけてほしい。そして自分が納得し満足できる道を歩んで



ください。

小賀氏：デンマークを紹介したのは、デンマークを目指せというのではなく、日本の施設解体論のウソを見抜いていただきたいというのが主旨です。施設施策をもっと充実しなければいけません。

就労支援という言葉、この10年ぐらい福祉のあり方が抜本的に変わり、国や自治体の責任であったサービスの提供が、民間に移り、国や自治体は直接提供する

ことから手を引きました。その上で働いても1日100円、月3000円という通所施設にも、働ける人はもっと働いて自立しなさいといっています。

支えあうことが自立です。支えあえるような人間関係を、助けてほしいときに助けてくれといえることが自立です。自立観を新たに作らないと、人に頼るのは自立ではないという思想を捨て、新たな自立観を確立する取り組みが大切だと思います。

中央研修会に参加して

あゆみの里家族会副会長 倉田 孝子

「あらゆる生活の場に豊かさを～多様な生活支援の選択肢を求めて～」との演題で北九州市立大学の小賀久先生のご講演がありました。

まず、幸福を感じる国民が世界一多い国といわれるデンマークの福祉事情がスライド写真をまじえて紹介されました。明るく広々とした住環境で個性を発揮している人々の姿が印象的でした。また、物価や賃金水準が異なるため単純に比較はできませんが手厚い社会保障のためには所得税39%、消費税25%という負担があることも知りました。あの保障があればデンマークの人々も納得しているのではないかな、と思えるような暮らしぶりでした。

そして、日本の現実の中で今何が必要なのかといえば、施設も、グループホーム・ケアホームも、在宅も、多様なものが必要とされているとお話がありました。この場合の在宅とは、親兄弟ではない支援者がいる状態での生活のことであり、自分で雇い入れたヘルパーさんの援助での生活を意味しています。真のノーマライゼーションをめざすにあたり、人々が人生の岐路に立った時に、家族の手に頼らず目の前に豊かな選択肢が整っているか、選んだ後も合っていないと分かった時に選べる自由があるかどうか大切というお話に大いに共感し、まだまだ頑張っていかなければ、との思いを強くしました。

「あらゆる生活の場にゆたかさを～多様な生活支援の選択を求めて～」の講演を聞いて

もとやま園 高島 幸子

デンマークにおける障がい者の生活支援のお話をお聞きし、デンマークという国のこれまでの障がい者に対する支援の流れがよく分かりました。

これを、そのまま日本に当てはめるのは到底無理であることは、よく分かりますが、少しでもこのような形に近づけるように、政治もそうですが、社会全体の考えが変わっていかれたらと思いました。

保護者だけが思うのではなく、周りの人達もこのような国があるのだということを知っていただければ、さらに障がい者の生活支援の形も変わっていけるのではと思い、私自身も周りの人達にできる限り現状等の説明をして分かっていただけるよう努力したいと思いました。

また、このような講演は、障害者の保護者だけでなく一般の人達にも聞いていただけたら、親のみでなく障害者のことを理解していただける機会になるのではと思いました。

小賀先生のお話をお聞きして、本当に勉強になりました。ありがとうございました。

かぞくねっと活動報告

阪 神

会長 日高 京子

会長会：4/7、6/21、10/31、1/20

計4回

理事会：計3回

研修会：12月2日

尼崎市立小田公民館 125名参加

講演 「福祉の転換期の中での親として」

(これからの施設のあり方)

講師 兵庫県知的障害者施設協会

蓬莱 和裕氏

希望の郷の施設長でもある蓬莱氏に講演して頂きました。

施設支援事業（希望の郷）と地域支援事業（地域コーディネーター事業）を社会福祉法人が幅広くやっている。その施設の目標は障害を持つ人達が、地域の中で新たな生活を見だし、主体的に充実した生活がおくれる社会作り。

これからの施設は利用者の声にどれだけ応えられるかが重要であり、誰と、どこで、どう暮らすか、どんな人生を過ごすか、どの様にこれから暮らしたいのか、暮らさせてあげたいのか、もう一度見つめなおして考えていきたい。

オープン研修会：H24年3月5日

西宮すなご医療福祉センター 71名参加

講演：「自立支援法～総合福祉法へ」

(制度改革について)

講師：ひょうごかぞくねっと会長

由岐 透氏

障害福祉政策の変遷と思想について、1945年から2000年までは措置制度で、以降は利用制度を導入した。この全体の改革は社会福祉基礎構造改革と言われている。

又、2012年4月より障害者自立支援法一部改正案が施行される。

どんなに法律が変わろうとも、私達親は子供を守っていかなくてはならない。

こ う べ

会長 木村三規子

大きな研修会を3回開催。

当番園神戸市立もとやま園のご協力で愛心園福田和臣氏より「入所施設から見た40年」と題し戦後の知的障害福祉施策の流れや現在の状況まで経験をもとに感動的に講演していただく。幼児部会では神戸市立のばら学園を当番園とし、講師にこども発達支援センター長 関口美佐子氏より「子供の発達Q&A」を、前聖ヨゼフ福祉センター副院長家森百合子氏より「障害児の自律のために～幼児期の育児に大切なこと～」。当番園の家族会の皆様ご苦労様でした。

主な活動

5月6日 役員会

6月1日 理事会 14日 新旧三役会

21日 幼児部会 23日 評議員会

7月11日 当番園打ち合わせ

24日 兵庫協シンポジウム

水原理事シンポジスト

9月13日14日 全施連 全国大会イン千葉

28日 福祉の集い

10月13日 研修会 講師 福田和臣氏

25日 幼児部会研修会 講師 関口美佐子氏

11月11日 中央研修会

24年

1月27日 幼児部会交流会

2月15日 のばら学園神戸市に通園バス増車署名提出

27日 幼児部会研修会 講師 家森百合子氏

3月12日 幼児部会新旧役員引継ぎ会

19日 会長会

以上計17回開催

東・北播磨・淡路

会長 吉岡 京子

地区かぞくねっとは市立施設が4ヶ所あり23年4月指定管理化に移行24年・25年にも移行が決まっており、移行後、どのように変わったのか施設見学した。

11月27日小野市コミュニティセンターおので研修会開催

「テーマ」小野市の障害者福祉について

療育手帳保持者360名 特徴的な施策は障害者団体が中心となった障害者スポーツ大会

「障害者ONORリンピック」の開催

障害児タイムケア事業、障害福祉マンガDVDの製作で障害者の理解を求めている、インターンシップ（職場体験実習）、「おのししょうがいねっとメール配信サービス」講演会等の案内

午後 施設見学（NPO法人こすもすの里）

理念は、障害がある者に対して、生活支援や社会参加の促進に関する事業を行い、どんなに重い障害があっても人権と発達が保障され、住み慣れた所で安心して生き生きと暮らせるような社会づくりに寄与すること。

身体+知的障害者9名・知的障害者3名・精神障害者1名が利用している。

個々に合った作業でマンツーマンでの支援がされています。機能訓練、音楽療法、室内には特殊入浴室が完備され、スヌーズレン（リラックスルーム）の中に入ると別世界のような空間、心が落ち着き気分爽快です。利用者や保護者の方が利用されて効果が出ているようです。輸入品で500万円するらしい。利用者のことを一番に考え、支援されている施設でした。

主な活動

6月3日 会長会 大地の家 明石

7月5日 施設見学 善防園 加西

8月4日 会長会 野口コミュニティ 加古川

11月29日 かぞくねっと研修会 ひまわり園 小野
理事会 4月12日・5月16日・10月31日・
12月12日・2月27日 5回

西・中播磨

理事 木村 政照

平成23年度西・中播磨かぞくねっと研修会を平成23年10月21日(金)佐用町消防本部コミュニティ防災センターで120名参加の元、開催しました。蔵屋会長の挨拶に続き、ご来賓として庵途佐用町長を初め2名のご挨拶をいただきました。

ご来賓紹介の後、主催者紹介と続き11時45分から(元)東日本大震災被災者コーディネーター福井泉氏より「東日本大震災の現地活動を通して」と題してご講演をいただきました。

昼休みを挟んで「いちょう園」利用者による踊りと園生有志による生け花展示を披露してくれました、続いて寺田淳一施設長、松浦支援課長より映像を通して「いちょう園の取組みと課題」について施設紹介をしていただきました。

最後に、平成24年度担当施設「播磨園」土井会長の閉会のことばで無事終了しました。

主な活動

6月7日 第1回会長会

10月21日 研修会

(佐用町消防本部防災センター)

10月28日 第2回会長会

3月1日 第3回会長会

3月24日 オープン研修会





但馬・丹波

理事 佐山 忠行

4月2日 会長会 ハートフル春日（6名）

①施設見学について

（岡山津山みのり園に決まる）

②会計監査

（平成22年4月1日～平成23年3月31日）

4月21日 施設見学

（岡山 津山みのり園 30名参加）

6月25日 会長会 ハートフル春日（7名）

①施設見学の感想・反省会

②各施設のイベント交流について

③全国大会参加者について

④浜坂保養荘〔一泊旅行について〕

⑤研修会の講師〔福田先生〕をお願いをする。

7月30日 会長会 ハートフル春日（5名）

①但馬・丹波（各施設）負担金について

②規約改正で負担金500円から200円に決まる

③研修会 リハーサルの打ち合わせ

8月20日 会長会 ハートフル春日（5名）

①研修会打ち合わせ

10月8日 会長会 琴弾の丘にて（10名）

①施設長はじめ役員10名で打ち合わせ

12月3日 琴弾の丘にて（10名）

①会場で打ち合わせ

②机・椅子等の配置

③物産店の配置等

④挨拶は5分程度に決める

12月11日 但馬・丹波がぞくねっと研修会

琴弾の丘にて80名参加。

知的・発達障がいのある方に
毎日の安心をお届けする。

それが私たちの願いです。

詳しい資料のご請求は
TEL 078-331-6751（代）

○募集代理店

（株）ワイドホケンセンター
〒650-0024 兵庫県神戸市中央区海岸通1-2-19
東洋ビル3階

○引受保険会社

ぜんち共済株式会社
〒101-0032 東京都千代田区岩本町三丁目5番8号
岩本町シティプラザビル5階

個人でご加入いただける、安心の保険

ぜんちの **あんしん保険**

少額短期健康総合保険（無告知型）

知的障害者福祉総合補償制度 （普通傷害保険）

ご本人様のケガに加え、第三者への賠償責任特約をセットした保険です。詳細は下記代理店までお問い合わせ下さい。

（有）ウェルフェアサービス
〒130-0022
東京都墨田区江東橋4-24-3
TEL:03-3631-9225
FAX:03-3631-9247

エース損害保険(株) 東京支店
〒100-0004
東京都千代田区大手町1-6-1
TEL:03-6212-7410
FAX:03-3211-1101

印刷物作成に関するご相談は.....

Dg デジタルグラフィック株式会社

●記念誌 ●社内報 ●カタログ ●チラシ ●プライベートカード
●スクラッチ ●カラー年賀状 ●その他一般印刷

〒650-0043 神戸市中央区弁天町1-1
TEL.078-371-7000 FAX.078-371-7001
[E-mail] win@dgdg.co.jp / mac@dgdg.co.jp

[URL] <http://www.dgdg.co.jp/>



日中活動編



もに、課ごとの年間行事計画と併せ支援しています。児童棟においては20歳を過ぎた利用者が増えつつあります。成人棟が満杯で行き場がないのが現状であります。月2回の面会日がありますが、虐待を受けて親と引き離され入所した児童が増えつつあります。面会には5名程度しか来ません。一方、保護者会のメンバーは高齢になり、面会率が下がってきております。重度棟においては、食事・トイレ・着替え等、介助を必要とする利用者が生活しており、支援計画の中で、体力保持のための歩行訓練やグループ外出、日帰り旅行等が実施されております。生活居住空間も4人部屋から2人部屋そして個室化が主流となりました。

24年度は児童棟の建て替えが始まります。また、成人棟では毎日入浴をめざし大規模改修を計画、保護者会、地域ボランティアとのコミュニティホールが計画されております。少しずつではありますが一步一步体制が整いつつあります。

県下五施設が年1回各施設でサービス評価を行い、問題点を抽出し、課題に対する改善について事業団、施設、保護者が一同に介し意見交換しております。

毎日入浴をめざして

西・中播磨かぞくねっと

赤穂精華園

蔵屋 健夫

社会福祉法人・兵庫県社会福祉事業団「赤穂精華園」は昨年50周年を迎えました。

構成は児童支援課（一般棟20名、重度棟20名）うち、18歳未満の利用者は隣接する県立赤穂特別支援学校に通っております。余暇は和太鼓の練習をしております。成人支援第一課（一般棟120名）、成人支援第二課（重度等60名）、授産支援課（30名）、^{うね}有年事業所（ケアホーム20名）、地域支援室（GH等）が運営されております。

利用者ごとに個別支援計画を作成し、それに沿った支援をするのと

サポートセンターまつばの自慢

阪神かぞくねっと

サポートまつば

福成会が運営する『サポートセンターまつば』は尼崎市の中心に近く、側には庄下（しょうげ）川が流れるところにあり、鉄筋コンクリート3階建の建物で平成21年4月から生活介護と自立訓練（生活訓練）の多機能型通所事業所です。3階には同法人が運営する単独型短期入所の『ショートステイぷちるぽ』があります。

自慢できることは！？何か…考えてみましたが人に誇れるようなことはあまりないかも知れません。ただ、普通に営んでいることを一部ご紹介させていただきます。

その1 建物がキレイそして明るい。平成24年4月で事業を開始して4年を迎えますが、利用者さんがキレイに使用してくれているため新築当初とあまり変わらない（ちょっと言い過ぎかも知れませんが…）美観を保っています。そして壁紙や内装にナチュラルで優しい色合いを取り入れていることから、とても明るいと思います（見学に来られた方にそのように言っています）。

その2 生産活動が○△◇…。以前は珠通し（穴のあいた珠に梁などを使って糸を通し）で暖簾（のれん）作りに取り組んでいました。しかし今どき家庭に暖簾を使っている方は少なく売れない。そこで珠通しの技術を応用してビーズアクセサリーに取り組んでいます。その他にも、日持ちすることや取り組みやすいことから、私どもの法人ではよくクッキーを作る事業所が多いですが、あえて日持ちしない製パンに挑戦したりさをり織りも取り組んだりしています。





その3 利用者や家族や職員が明るい。平均年齢約40才で法人内では高齢の利用者さんが多く、そのご家族も高齢の方が多い中、皆さんとても明るくお元気だと思います。その元気をいただいているためか若い支援員が多くまだまだ未熟ではありますが、職員もとにかく元気で明るいです。

以上、自慢ではないですが普通な感じが伝わりましたでしょうか？お近くへお寄りの際はぜひお立ち寄りください。

自然の中で、季節とともに

東北播磨・淡路かぞくねっと

加古川つつじ園

神吉の城山と馬頭池に囲まれた自然豊かな加古川市立つつじ園では、四季折々、季節を肌で感じながら日中活動に取り組んでいます。

つつじ園の主な活動は、農耕や園芸、ダンボールの修正、アルミ缶つぶし、紙制作、陶芸、散歩、体操、レクリエーション、外出支援等です。

春には、中庭で花見。ポカポカ日差しの中で、桜の花を愛でながらみんなでわいわいお茶とお菓子を楽しむと、笑顔がはじけます。5月になると園内や裏山のツツジが咲き乱れ、花苗や野菜の世話も気持ちの良いシーズンの到来です。7月頃には野生のブラックベリーが敷地内に実を結びます。それを摘みながら歩くのもこの季節ならではのお楽しみ。

夏には、せみ時雨を聞きながらの散歩に水やり。暑い中でも、牛乳パックで再生はがきを作るため、紙ちぎりの作業は続きます。アルミ缶を洗う作業もこの季節なら水浴び気分。頑張った後は、ティータイム。丹精こめて育てたスイカをテラスで食べたり、調理実習で作ったそうめんを舌鼓を打ったり。



秋には、ドウダンツツジが真っ赤に染まり、畑では「よいしょ。」と気合をこめてサツモイモを収穫。落ち葉を集めて一輪車で運び、腐葉土作りもがんばります。園の近くのコスモス畑まできれいなコスモスを見にドライブに出ることも。

冬には、渡り鳥の訪れを楽しみに、シイタケの原木に菌を打ち込む作業やダンボールの修正作業にも力が入ります。仕事のあとのコーヒーは利用者も職員も大好き。ホットコーヒーで、ほっと一息。

こんな素敵な環境の中、毎日、個人個人の個性を活かして今日も元気に活動中です。

社会福祉法人 みつみ福祉会 障害者支援施設 春日育成苑

〈50周年記念式典〉H23年10月2日

10月2日にみつみ福祉会創設50周年記念式典が春日文化ホールで盛大に行われました。記念式典のあと、諏訪中央病院名誉会長、鎌田實氏の記念講演『「がんばらない」けど「あきらめない」～命を支えるということ～』があり、ご来賓の方はじめ地域の方もたくさんご参加いただきました。





地域貢献事業〈戎祭〉H24年1月10日

例年のことながら、近隣の春日神社での戎祭に地域貢献として鯛焼きの出店を行っています。毎年、鯛焼きを楽しみにして下さる地域の方もおられ、寒い日でもテントの中では熱気にあふれています。

〈日中活動の中で〜〉

日中活動では、作業に取り組まれる方や個々の機能訓練などに取り組み、個別支援計画に沿った目標で取り組んでおられます。



〈余暇活動 カラオケ〉

非稼働日の余暇活動では、各居住棟で過ごされ、余暇活動として、カラオケやDVD鑑賞など楽しんでいただいています。



自分らしく生活し、生きがいを持って働く

こうべかぞくねっと

NPO法人 みちしるべ神戸

普段は会社の中で場所をお借りし、そこでその会社の作業をしています。(私たちはその場所のことをワークプロジェクトと呼んでいます) 朝9:00頃から夕方16:30頃まで、毎日汗をかきながら皆さんの目標に向かって頑張っています。1月まではかなり忙しく、家に帰るとすぐに寝てしまう利用者の方もおられたとか…。今回はそんな私たちの作業以外の取り組みを紹介いたします。



その1 『働く力』 向上計画! ~講習会のことです~



利用者の皆さんが楽しみながら学べるように、いろいろな工夫をしています。モットーは「楽しく学ぶ」興味を持って聞いてもらえるように興味を持って行動してもらえるように、オリジナルのテキストを使って就労から生活まで様々なジャンルの講習会を開いています!

講習会メニュー

- ★ 大人の必需品(ルール・マナー講習)
- ★ パソコン講習
- ★ 印象に残る履歴書の書き方
- ★ 自立の第一歩 など

その2 自立体験プログラム! ~宿泊体験のことです~

親元を離れての生活、初めての体験… 宿泊の前の確認をいれるのですが、「うちの子は何にも出来ません。」と言いながら、実際は何でも出来るが多かったりなど、日中とは違う新しい発見が多いです。



その3 様々な余暇活動!

旅行、祭り、サークルなど『何にも一生懸命!』取り組んでいます!

私たちは、作業、生活、遊び…様々な経験を通じて

「自分らしく生活し、生きがいを持って働く」ことを目指していきたいと思います。

リレー随筆

「楽しい人生を」

神戸市立もとやま園 近藤 真由美



神戸市立もとやま園に通う娘、麻里（27歳）はダウン症です。幼少期は体が弱く、冬はずっと風邪をひき、夏の暑い時も気温に合わせて熱を出し、ひまわり学園30名の中

でも1、2位を争って休んでいました。動脈管開存・心房中隔欠損の手術を受けたり、突発性紫斑病や肺炎になったりで、病院には絶えず通っていました。

それも困ったものでしたが、もっと悩むことができました。小学校のなかよし学級に通うようになり、子どもと関わりたいけれども、うまく話せない。自分のこともわかってもらえない。イライラして髪を引っばる、物を投げる、暴れる。本当に迷惑な子どもでした。そして叱られ、機嫌が悪くなり、八つ当たり。また叱られ…の繰り返しでした。気を取り直して、休日には楽しいはずのイベントや遊園地に連れて行っても、いつもと違うことになじめず、またイライラおこってばかりで、親子共に疲れはてて帰る始末でした。

相談をする中で、療育の先生もお医者さんもすすめてくれたのが、プールでした。ストレス発散になると皮膚刺激で風邪もひきにくくなると言われ、近くのスイミング教室に体験でプールに入れてもらいました。結果6歳では遅すぎで受け入れは無理と断られ、また他では話だけでも断られました。簡単にはいかないことを思い知らされましたが、県のスポーツセンターで自分たちで教室を始めるノウハウを教えてもらえました。窓口の方が以前聾学校にお勤めで親身になって話を聞いてくださいました。専用コースを借りて何人か生徒を集め先生をさがしたらいいと。

まずは生徒集め。これは簡単、電話をするとすぐに15名になりました。同じように断られていた人が多かったのです。ところが指導者さがしは難しく、あきらめかけた頃受け入れてもらえそうと連絡をい

ただきました。今まで障害児との関わりはないので、「とりあえず1年間やってみましょう」でした。ちなみに20年以上経った今でもこのスイミングは続いています。

そしてこのスイミングを中心にして、レクリエーションサークルひまわりが誕生して昨年15周年を迎えました。気がつくと、あんなに環境の変化に弱かった麻里が変わっていました。

毎年繰り返して行なう行事に不安が小さくなってだんだん楽しめるようになりました。バーベキューやキャンプやハイキング。仲間で行く海外旅行。写真は昨年行ったオランダで撮りました。

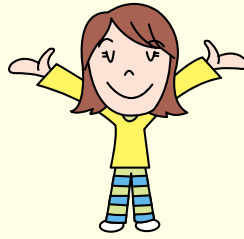
もう一つ大事なことですが、人前に出て発表できることがあり、見てもらえる場があることは幸せです。水泳では中学1年で25mが泳げるようになり、大阪の障害者水泳大会に出て金メダルをもらいました。その頃はまだ女の子で泳げる人が少なく遅くても年齢別で1位でした。表彰台上がりメダルを首にかけてもらい嬉しそうな得意そうな顔でした。ピアノも気長く指導してくださる先生に出会い、中学2年で初めてステージで演奏して花束やプレゼントをかかえきれないほどもらって、また得意満面な笑顔。障害者シンクロも中学2年からから始めました。なんちゅう騒乱隊では南中ソーランやエイサーを踊っています。本番1回1回の積み重ねが自信につながり、人生って楽しい！と思ってくれると嬉しいです。

生活面では8年間チャレンジひがしなで宿泊訓練を続けてきました。ここでも5年目までは、毎回違う悪さをして支援者を困らせてきました。やっと仲間意識ができ自分も理解してもらえ、毎回とても楽しみにしています。ケアホームの実現に向けて仲間と力を合わせていきたいです。

27年を振り返り、普通ではできない体験（本の出版やテレビ密着取材、スタジオ収録など）もさせてもらい、多くのよき理解者と出会い、多くの仲間もできて、まんざら悪くもないかなと思っています。老後を考える前にもう少し楽しませてください。この春スタート予定はフラダンスです！



わたしたちの がんばり



14

障害者支援施設 尼崎武庫川園松の園

もうすぐ桜の季節となります。松の園も平成24年4月1日より「障害者支援施設」として生まれ変わる事となりました。

昭和45年に尼崎のご家族を中心とした方々のご後援で「知的障害者入所授産施設」として生まれ、41年間の伝統を守ってきた施設だけに、感慨深いものがあります。しかし現状は利用者も高齢化され、ご家族のいない方も増えている中、ただ働く施設としてだけでなく、利用者本位の支援をするには生活介護事業が有効ではないかと考えています。今までの伝統を大切にしながら、今までサービスできなかった分野を取り入れていきたいと思います。

松の園では10年ぐらい前からオーラルケア（口腔ケア）に毎週金曜日の午後から歯科医師と歯科衛生士さん4名に来てもらっています。虫歯治療、衛生指導が徹底され、皆さん3度の食事の後に歯磨きをし、職員が後磨きをします。



リハビリについて

でも3年前から授産施設でありながら毎週火曜日に理学療法士さんに来てもらっています。今年度からは更に半日ですが、作業療法士さんにも来て頂けるようになりました。個別リハ、集団リハの範囲を広げていきたいと考えています。介護用品、リハビリ用具も徐々にですが増えてきています。

土、日、祝日の余暇支援には今までも努力してきましたが、幸い松の園は3階居室棟に広い娛樂室、多目的室を持っていますので、今後もカラオケ、映画上映、ゲーム等内容を充実していきたいと思います。

これからも時代は変わっても、福祉の原点は変わらないという思いで支援させていただきたいと思います。



地域社会における共生の実現に向けて

平成24年3月1日
厚生労働省障害保健福祉部

新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案の概要

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるため、関係法律の整備について定めるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資することを総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念に新たに掲げる。

3. 障害者の範囲

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害者に対する支援

① 重度訪問介護の対象拡大

（「重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるもの」とする）

② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

③ 地域生活支援事業の追加

- ・地域社会における障害者に対する理解を深めるための普及啓発
- ・コミュニケーション支援を行う手話通訳等を行う者を養成する事業 等

5. 検討規定（法の施行後3年を目途として、以下について検討）

- ① 常時介護を要する者に対する支援、移動の支援、就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害程度区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. ①及び②については、平成26年4月1日）

編集後記

絆という言葉を経験のように耳にした2011年。日本人にとって決して忘れることのできない1年になったに違いない。しかも、これまでの日本人の生き方や考え方を根底から揺るがした1年であったかもしれない。そのような状況の中、今年も障害者自立支援法が一部改正のまま、支援の必要度が実体に合っていないとの指摘がある障害程度区分については、施行3年後をめどに見直すことと先延ばしした。就労支援の在り方についても同時期に再検討するという。名前を変え、共生社会の実現や社会的障壁の除去を理念に挙げたところで、肝心の中身がほぼ同じでは到底納得できない。問題を抱えたまま障害者総合支援法へ移行されるのではないかと、という危惧をもっております。安心、安全で暮らせるよう助け合い、支え合い、繋がり合って皆で頑張りましょう。（T.K）

兵庫県知的障害者施設家族会連合会

〒650-0016 神戸市中央区橋通3-4-1

神戸市立総合福祉センター2F

TEL.078(371)3930 FAX.078(371)3931

mail : h-kazoku-net@alpha.ocn.ne.jp

事務局(月・水・金 10:00~4:00)

全国知的障害者施設家族会連合会(全施連)ホームページ

URL : <http://zenshiren.web.fc2.com/>

★赤い羽根共同募金助成金を機関紙「ひょうごかぞくねっと」の制作費の一部にあてました。

広報委員会

委員長 蔵屋 健夫
委員 吉岡 京子・寺澤 節子・呉 珀華
滝川 幸子・高嶋美喜子
事務局 南波 孝子・丸岡 啓子・高橋 徹
上綱千栄美

《表紙題字 芝 貴弘 氏（尼崎武庫川園）》